

# 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への 給付金のご案内

(1世帯あたり10万円、18歳以下の子ども1人あたり5万円)

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金  
(1世帯あたり10万円、18歳以下の子ども1人あたり5万円) は、  
住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。

## 給付金の給付額

1世帯あたり **10万円**

18歳以下の子ども1人あたり **5万円**

※18歳以下の子ども：平成17年4月2日以降生まれ

## 給付金の給付時期

I 給付のご案内：3月下旬を目途に給付予定です。

II 確認書・III 申請書：八女市が受理した日から1か月後が目安です。

## 給付対象と申請の有無

### 給付対象となる世帯

※口座情報は、令和2年度特別定額給付金の振込口座にて確認を行います。

(令和5年12月1日時点で八女市に住民登録がある世帯で、いずれかにあてはまる世帯)

**世帯の全員が住民税課税者に税法上の扶養を受けている場合は受給できません**

I

令和5年度

「住民税均等割のみが課税」

されている世帯で

八女市が口座情報を把握し

ている世帯

給付のご案内が届きます。

3月下旬を目途に給付予定です。

記載内容に  
相違・変更がない場合は  
返送は不要です

※相違・変更がある場合は、  
令和6年3月14日(木)までに  
お電話ください  
(☎0943-24-9341)

※詳しくは裏面をご確認ください

II

令和5年度

「住民税均等割のみが課税」

されている世帯で八女市が口

座情報を把握していない世帯

もしくは、

令和5年度住民税

未申告者を含む世帯

確認書が届きます。

八女市へ返送が  
必要です

八女市が受理した日から  
1か月後を目安に給付予定です。

【提出期限】  
令和6年5月31日(金) 消印有効

III

住民税の更正により

令和5年度

「住民税均等割のみが課税」

となった世帯

または

別世帯にいる子どもを扶養して  
いる世帯 (※単身で寮に入っている等)

まずはお電話にて  
ご相談ください

物価高騰対策支援給付金担当窓口  
(☎0943-24-9341)

申請書の提出が必要です。

【提出期限】  
令和6年5月31日(金) 消印有効

給付のご案内  
詳しくは裏面「I」へ

確認書  
詳しくは裏面「II」へ

申請書  
詳しくは裏面「III」へ

# 給付金の給付手続き

- 対象となる世帯には、八女市から、給付内容や確認事項が記載された給付のご案内（白色）、または確認書（オレンジ色）が届きます。  
※令和5年1月2日以降に転入された方は、転入前の市区町村へ税情報を確認するため、郵送までに時間を要します。

## I 給付のご案内（白色）が届いた世帯

### 【確認事項】

- 記載された給付金振込口座の情報に変更がないか **口座変更なし → 返送は不要です**
- 以下の①～⑤のいずれか1つでもあてはまる方は**令和6年3月14日（木）までに**  
**お電話ください。**（☎0943-24-9341）口座変更や辞退等に必要な書類を送付します。
  - ①給付金の振込口座を変更されたい方
  - ②給付金の受給を辞退される方
  - ③世帯の全員が住民税課税者に税法上の扶養を受けている場合
  - ④既に他市区町村から低所得世帯支援給付金（10万円）の給付を受けている世帯
  - ⑤令和5年12月1日時点で同一世帯にいる子どもが記載内容と異なる場合

※令和5年12月2日以降に生まれた新生児について市が把握できた方には、後日申請案内を送付予定です。

## II 確認書（オレンジ色）が届いた世帯

### 【確認事項】

- ①世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと
  - ②世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
  - ③既に他市区町村から住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）の給付を受けていないこと
  - ④令和5年12月1日時点で同一世帯にいる子どもが記載内容と相違ないこと
- ※令和5年12月2日以降に生まれた新生児について市が把握できた方には、後日申請案内を送付予定です。
- 必要事項を記入し、**八女市へ返送してください。**

【提出期限】 **令和6年5月31日（金）消印有効**

- 【添付書類】 ①世帯主の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・介護保険証等の写し）  
②口座確認書類（通帳・キャッシュカード等の写し）
- ※代理人が申請される場合や、世帯主以外の口座に振込みを希望される場合は、その方の本人確認書類等も必要となります。

## III 住民税の更正により令和5年度「住民税均等割のみが課税」となった世帯 または別世帯にいる子どもを扶養している世帯（※単身で寮に入っている等）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要です。** ※世帯によって添付書類が異なりますので、まずはお電話にてご相談ください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに八女市にご提出ください。

【提出期限】 **令和6年5月31日（金）消印有効**

【提出先】 **下記お問い合わせ窓口**

**!** 低所得世帯支援給付金に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



## お問い合わせ

### 物価高騰対策支援給付金担当窓口

〒834-8585 八女市本町6-4-7番地（八女市役所保健センター地下1階）（※令和6年5月2日まで）  
※令和6年5月7日から市役所内給付金窓口にて受付いたします。



☎ **0943-24-9341** 受付時間 8:30～17:15（土日祝を除く）